

国立大学法人東京農工大学名誉教授に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p style="text-align: center;"><u>国立大学法人東京農工大学名誉教授に関する規程</u></p> <p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第106条の規定に基づき、<u>国立大学法人東京農工大学名誉教授</u>(以下「名誉教授」という。)の称号の授与について必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(授与要件)</p> <p>第2条 <u>国立大学法人東京農工大学</u>(以下「本学」という。)の教授として10年以上勤務し、教育上又は学術上、功績顕著な者が退職した場合は、その者が所属していた組織及び施設の長の申し出に基づき、<u>教育研究評議会</u>(以下「評議会」という。)の議を経て<u>名誉教授の称号を授与するものとする。</u></p> <p>(授与要件の特例)</p> <p>第3条 本学学長又は教授として特に功績<u>顕著な者が退職した場合は、前条の規定にかかわらず</u>評議会の議を経て、<u>名誉教授の称号を授与するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(特典)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>東京農工大学名誉教授称号授与規程</u></p> <p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第106条の規定に基づき、<u>東京農工大学名誉教授</u>(以下「名誉教授」という。)の称号の授与について必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(授与要件等)</p> <p>第2条 <u>東京農工大学</u>(以下「本学」という。)の教授として10年以上勤務し、教育上又は学術上、功績顕著な者が退職した場合は、その者が所属していた組織及び施設の長の申し出に基づき、<u>学長が教育研究評議会</u>(以下「評議会」という。)の議を経て<u>名誉教授の称号授与者を決定するものとする。</u></p> <p>(授与要件等の特例)</p> <p>第3条 本学学長又は教授として特に功績顕著な者が退職した場合は、前条の規定にかかわらず、<u>学長が評議会の議を経て、名誉教授の称号授与者を決定するものとする。</u></p> <p>(称号の取消)</p> <p>第5条 <u>名誉教授の称号を授与された者が、その在職中又は退職後に国立大学法人東京農工大学職員就業規則第43条各号に規定する懲戒の事由に相当する行為をしたことが判明したときは、学長は評議会の議を経て名誉教授の称号を取り消すことができるものとする。</u></p> <p>(特典)</p> <p>第6条 (略)</p>	

<p>(改正方法)  <u>第6条</u> この規程の改正は、評議会において過半数の同意を必要とする。</p> <p>(雑則)  第7条 (略)</p>	<p>(改正方法)  <u>第7条</u> この規程の改正は、評議会の審議を経るものとする。</p> <p>(雑則)  第8条 (略)</p>	
--	---	--

附 則 (教規程第49号)

- 1 この規程は、平成27年5月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 第5条の改正規定は、従前の規定により名誉教授の称号を授与された者を含むものとする。